

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人を活かすシステムの創造で社会に貢献する」を企業理念にしております。

この理念のもと、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と考えております。

今後も、経営チェック機能の強化、内部統制・コンプライアンス体制の充実を図り、経営の透明性と健全性の確保に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を順守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
宮崎 勝	1,700,000	31.93
公益財団法人夢&環境支援宮崎記念基金	700,000	13.15
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	353,000	6.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	200,000	3.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	184,770	3.47
株式会社ソフトウェア・サービス	163,608	3.07
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	136,900	2.57
THE CHASE MANHATTAN BANK 385036 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	111,529	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	108,300	2.03
津野 紀代志	100,000	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	10月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計面のコンプライアンスの充実を図るためには、内部監査室、監査役及び会計監査人との連携が不可欠であると考えており、相互に監査計画及び監査結果の報告等の他、随時意見交換・情報交換を行い連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 篤人	他の会社の出身者													
前川 宗夫	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 篤人		昭和58年4月 システム技研株式会社入社 平成5年3月 小林記録紙株式会社入社 平成25年12月 当社常勤顧問 平成26年1月 当社常勤監査役(現任)	会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる医療業界に関する豊富な経験と専門的な知識を有し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
前川 宗夫	○	独立役員に指定しています。 昭和49年4月 大阪弁護士会弁護士登録 昭和55年3月 大阪梅田法律事務所開設(パートナー現任) 平成14年7月 当社監査役(現任)	会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として法務に精通しており、業務執行を行う経営陣に対し、独立した立場から、常に忌憚のない意見を述べ、監督・助言を行ってきております。このような実績からも、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。 独立役員指定理由： 当社と前川宗夫の所属する大阪梅田法律事務所とは、顧問契約を締結しておりますが、意思決定に対して大きな影響を与える取引関係にはなく、一般株主と利益相反が生ずる恐れがないと判断したためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ制度は視点を短期的なものにしやすいとの判断から現時点では取締役へのインセンティブ制度を導入しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役それぞれの総額の報酬額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。なお、当社は役員報酬の内規において、役員の基本報酬の決定・改定・減額等の方針及び役員賞与の決定等の方針について定めております。これらの方針に基づき、1年ごとに会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当者は設置していませんが、取締役会の議案については事前を送付を行っており、その他重要な会議の情報・資料等についても取締役と同水準の情報を入手できるよう社内の情報体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であります。現在の経営体制は取締役4名、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しております。取締役会については、迅速な意思決定を行うために取締役4名で構成しており、原則毎月1回開催し、重要事項は全て付議しております。内部監査については、社長直属に内部監査室を設置し、3名体制としております。内部監査室は年度監査計画に基づいて、監査役と連携し監査を実施しており、また、定期的に各部門の業務執行が法令や社内規程に違反することがないよう監査を実施し、監査結果を社長及び監査役に報告するようになっており、随時意見交換・情報交換を行っております。監査役会については、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成しております。監査役監査については、社外常勤監査役が中心となり、月1回の取締役会及び監査役会へ出席するほか、代表取締役社長との定期的会合その他情報交換、稟議書・報告書等の閲覧などにより、各取締役の職務執行を監査しております。その監査結果は代表取締役社長及び各監査役に報告するようになっており、必要に応じて内部監査室との随時意見交換・情報交換も行っております。当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を選任していませんが、各監査役は取締役会などの業務執行における重要な会議に出席することになっていること、監査役3名のうち2名が社外監査役であり独立性が保たれていること、財務・会計に関する知見を有する監査役を選任していることなどから、監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は毎年1月に開催。
その他	招集通知の発送に先駆け、株式会社東京証券取引所のTDnet及び当社ウェブサイトにおいて早期掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを策定し、決められた公開手順を踏まえ、業績の好不調に関わらず首尾一貫して、正確な企業情報を誠実、公平かつタイムリーにお伝えすることを基本姿勢としております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回機関投資家向けに、決算説明会を実施している。	なし
IR資料のホームページ掲載	招集通知、決算短信、有価証券報告書等を当社ホームページに掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部 会計グループの中に、開示・IRチームを設置。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の取締役、従業員が、事業活動を展開するにあたり、遵守すべき基本的な事項を定め、企業としての社会的責任を果たすことを目的とした「行動規範」を策定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「人を活かすシステムの創造で社会に貢献する」を企業理念としており、この企業理念のもと、様々なステークホルダーに適切かつ公平に応えるべく、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレート・ガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置付けている。

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、当社企業グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制(内部統制システム)の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法第362条第4項第6号)

- (1)取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- (2)取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (3)取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
- (4)取締役は、各監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- (2)取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1)代表取締役社長は、経営管理部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させる。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- (2)万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- (3)取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「行動規範」を定める。
- (4)当社は、コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路のほか、社内外(常勤監査役・内部監査担当・弁護士)に匿名で相談・申告できる「よろず相談窓口」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1)代表取締役社長は、内部監査室長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置させる。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- (2)リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の管理は、経営管理部長が統括し、毎月、職務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会への報告を行うことにより、関係会社の損失の危険の管理ならびに業務の適正かつ効率的な運用の確保を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、会社法施行規則第100条第3項第2号、会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1)当社は、監査役を補助する使用人は配置していないが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
- (2)補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号、会社法施行規則第100条第3項第5号)

- (1)監査役は、取締役会以外にも幹部会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
- (2)取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。
- (3)取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役に報告する。
- (4)上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう規程を整備する。

9. 監査役がその職務を執行するにあたり要する費用については原則会社が負担するものとする。

監査役がその職務を執行するにあたり要する費用については原則会社が負担するものとする。

10. その他監査役がその職務を執行するにあたり要する費用については原則会社が負担するものとする。

- (1)監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
- (2)監査役は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図は、別添1のとおりであります。

2. 適時開示体制の概要

適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。模式図は、別添2のとおりであります。

(1)基本方針

当社は、決められた公開手順を踏まえうえで、業績の好不調に関わらず首尾一貫して、正確な企業情報を誠実、公平かつタイムリーにお伝えすることを基本姿勢としております。

(2)適時開示に係る社内体制

社内における内部情報のルールを明確にするために、「内部情報管理規程」を定め、取締役経営管理部長を情報管理責任者として定めております。

当規程において以下のaからdを内部情報と定め、役員及び社員には内部情報の守秘義務と報告義務を課し、常に情報を網羅的に収集するように努めており、取締役経営管理部長が情報を一元管理しております。

把握された内部情報は、開示するにあたり、当社基準、開示規則に照らしあわせ、関連部署の然るべき機関に事前相談するなどして、情報の適法性、正確性を確認し、代表取締役社長の最終確認を得た後に、適時開示を行うこととしております。

また、情報管理意識についての社内啓蒙も随時行っており、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会とも連携し、適切な情報開示を行える体制を整備しております。

a.当社の業務執行機関(取締役会等)の決定にかかる情報

b.災害等の重要事実の発生

c.決算及び決算変更等

d.上記に準じる当社の経営・業務に関する重要な未公表事実

(3)情報開示の基準と方法について

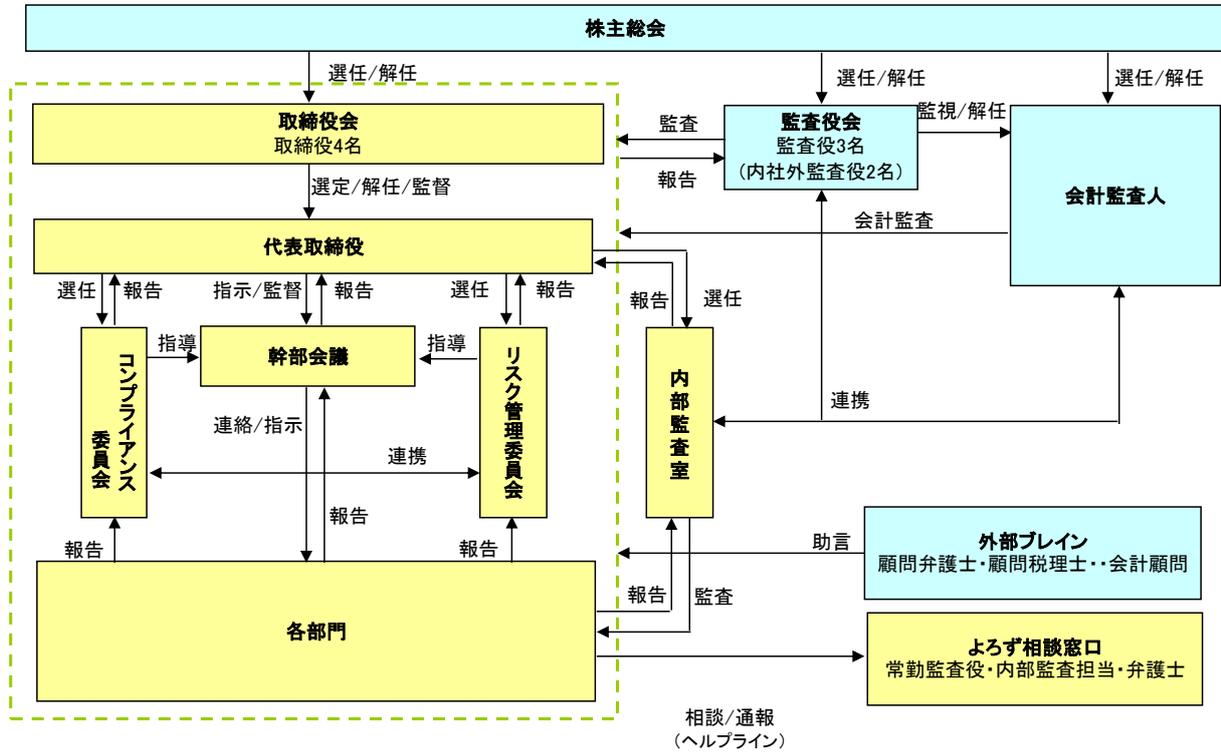
当社は、会社法、金融商品取引法、証券取引所の定める適時開示規則等に従って、情報開示を行っております。適時開示規則に該当する情報の開示は、速やかにTDnetにて公開し、必要に応じ、情報開示後、当社ホームページに掲載いたします。

また、同規則に該当しない情報についても、当社を理解していただく上で有用と思われる情報は、当社ホームページにより、積極的かつ公平に情報開示をしております。

(4)適時開示体制を対象としたモニタリングの整備

監査役及び内部監査室がそれぞれの役割において、外部に公表する情報の適時・適正性を評価しています。

別添1 【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



別添2 【情報開示体制の模式図】

